

事業区分
その他サービス

平成27年度 事務事業評価シート

事務事業名		母子及び父子福祉資金貸付事務				所管	区民部 子育て支援課
事務事業の概要	事業の開始・終了年度		[事業開始]	昭和 3 5 年度	[終了予定]	- 年度	
	根拠法令等	法令(義務)	[法令等名]	母子及び父子並びに寡婦福祉法			
	事業対象	都内に6か月以上居住し、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父母					
	事業目的	ひとり親福祉の増進のために必要な資金を貸し付けることにより、ひとり親家庭の父又は母の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進する。					
	事業内容	ひとり親家庭の父、母又は児童に係る修学資金、就学支度資金、技能取得資金等を無利子又は低利子で貸し付ける。貸付には、同種の資金を他から借り受けていないこと、償還能力があること、滞納がないこと等の要件がある。					
	委託の有無	一部委託	委託内容	資金管理システム保守委託 償還金収納管理業務委託			
	補助金の有無	都					
事務事業の実績	種別	指標の名称	(単位)	目標値 (29年度)	24年度	25年度	26年度
	活動指標	相談件数	件	—	80	83	88
		貸付件数	件	—	61	65	82
	成果指標						
	決算額	(単位：千円)			621	253	924
	事務事業コスト	人にかかるコスト(人件費など)			9,996	9,374	8,501
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			622	253	924
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			0	0	0
		総経費			10,618	9,627	9,425
	財源項目	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0	0	0
その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			5,436	5,385	6,840		
一般財源(区負担額)			5,182	4,242	2,585		
前回評価から改善した事項	児童扶養手当の現況届の申請時に、母子福祉資金貸付制度のPRを積極的に行い、貸付件数が増加した。また、法改正により、父子福祉資金が創設されたため、広報たいとう等で制度のPRを積極的に行った(相談4件、新規貸付3件)。						
評価の視点	評価	評価の理由					
	必要性	3	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事業であり、本来都道府県の事務であるが、事務処理特例条例により、区が処理している。				
	効率性	3	認定から償還完了までの記録、相談内容、償還計画を電算システムで管理することにより、事業の効率化を図っている。また、償還方法について口座振替を進める等、貸付・償還相談業務を適切に行っている。				
	手段の適切性	3	債務者が生計に負担なく償還できるよう、専門性の高い非常勤の相談員が適切なアドバイスを行っている。				
	目的達成度	3	経済的事由により就学困難な児童が、本事業により就学し、修学を継続することができる等、ひとり親家庭の自立及び児童の福祉の増進に寄与している。				
[評価の理由](区民生活への影響を十分考慮すること)				評価結果	今後の方向性		
ひとり親家庭の経済的自立のために実施する事業である。貸付件数が堅調に推移していることから、継続して実施する。					維持	拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了	